

公共施設使用料の見直し方針（案）

令和８年９月策定
各務原市

目次

第1章 基本方針策定の背景と目的	3
1-1. 使用料とは	3
1-2. 見直しの背景と目的	3
第2章 対象施設等の範囲	3
2-1. 対象とする施設等	3
2-2. 対象外施設等	4
第3章 使用料算定の基準	4
3-1. 算定の考え方	4
3-2. 原価（コスト）の範囲	4
3-3. 原価（コスト）の算定方法	6
3-4. 受益者負担割合の考え方	7
3-5. 使用料の算定方法	7
3-6. 附属設備（備品）の使用料	8
第4章 各種調整措置	8
4-1. 施設のグループ化	8
4-2. 目標利用率	8
4-3. 近隣自治体・類似施設との均衡	9
4-4. 激変緩和措置	9
4-5. 指定管理施設の使用料	9
4-6. 端数処理	10
4-7. 市外利用者および営利目的利用等の料金設定	10
4-8. 曜日・時間帯別の料金設定	10
第5章 使用料の減額又は免除	11
5-1. 基本的な考え方	11
5-2. 減免基準の見直しについて	11
第6章 今後の進め方と見直しサイクル	12
6-1. 市民・利用者への説明	12
6-2. 経費削減努力	12
6-3. 見直しスケジュールとサイクル	12
第7章 見直し後の料金	14

第1章 基本方針策定の背景と目的

1-1. 使用料とは

「使用料」とは、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第225条^{※1}の規定に基づいて使用者又は利用者からその対価として徴収する金銭です。

市が提供する行政サービスは、基本的には市民の皆様になめていただいた税金で賄っていますが、公共施設の利用など特定の方が利用する行政サービスについては、その経費を全て税金で賄うと、サービスを利用する人とししない人との間で負担の不公平が生じてしまいます。

そこで、本来は「施設にかかる経費は施設利用の対価として利用者が負担すべき」という「受益者負担の原則^{※2}」の考え方により、各々の施設ごとに設定した使用料を負担いただく必要があります。

1-2. 見直しの背景と目的

このような使用料について、本市では現状、算定方法や見直し時期を定めた統一的なルールがなく、市内外の類似施設の料金等を参考に設定し、算定方法が不明瞭なまま長年据え置かれていたり、サービス間の整合性が図られていなかったりする状況でした。

また、近年の物価高騰や人件費の増加によるコスト増などの動きもあることも踏まえ、使用料を見直し、施設利用者と非利用者の公平性の確保及び持続可能な行財政運営を図るため、算定方法の統一的な基準を定めるものとして、本方針を策定します。

第2章 対象施設等の範囲

2-1. 対象とする施設等

現在使用料を徴収していない施設を含め、原則として市民が使用するすべての公共施設を対象とします。

^{※1} 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

^{※2} 地方自治法逐条解説より「使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので、公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきであろう。」

2-2. 対象外施設等

次に掲げる施設等の使用料は、今回の見直しでは対象外として、別途検証することとします。

(1) 法令等で使用料の基準額や算定方法などが定められた施設

例：市営住宅家賃^{※3}、保育料^{※4} など

(2) 法令等により使用料を徴収しない施設

例：小中学校^{※5}、図書館^{※6} など

(3) 独立採算を原則とする施設

例：地方公営企業法を適用する施設（上下水道）

(4) 直近3カ年で料金を見直した施設

例：市役所駐車場、航空宇宙博物館など

(5) 指定管理者制度を導入している施設のうち、使用料の変更が受託事業者に大きな影響を与える施設（毎年度末に指定管理料を精算していない施設など）

例：市民プールなど

(6) 行政財産の目的外使用に類するもの

例：道路占用料、公園での興行貸出など

第3章 使用料算定の基準

3-1. 算定の考え方

使用料の算定方法は、次の算式を基本とします。

$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$

3-2. 原価（コスト）の範囲

施設等にかかる経費には、維持管理費や事業運営費といったランニングコストと、施設建設費や土地取得費、大規模修繕費などのイニシャルコストがあります。

公共施設は市民全体の財産であり、設置目的に合致する限り誰でも利用できる施設であることから、本方針の使用料の算定における原価（コスト）にイニシャルコストは含めず、ランニングコストのみとします。

※3 公営住宅法第16条等

※4 子ども・子育て支援法第27条等

※5 教育基本法第5条第4項

※6 図書館法第17条

なお、指定管理者制度を導入している施設等については、指定管理者が維持管理に実際に要した経費（指定管理料＋利用料金収入）を原価とします。

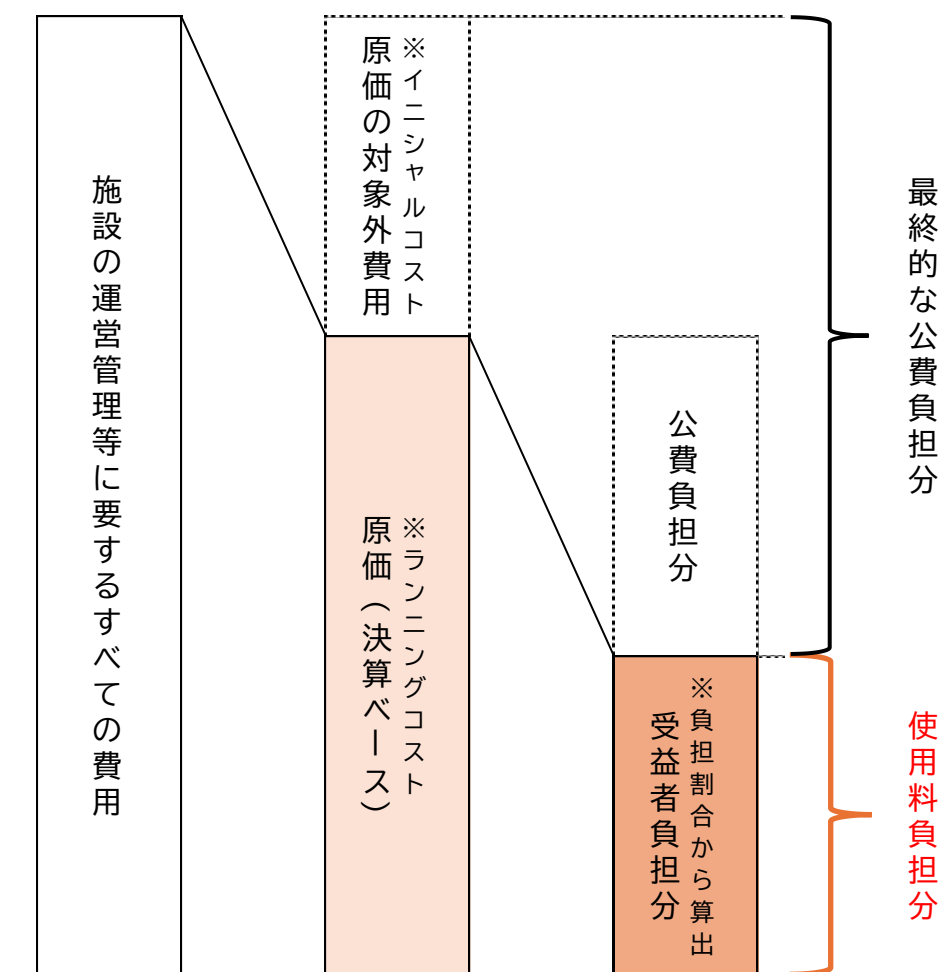
【ランニングコストの対象経費】

区分		内容
人件費	報酬	施設の運営及び維持管理に従事する職員の人件費
	給料	
	職員手当等	
	共済費	
	災害補償費	
物件費	報償費	施設の運営及び維持管理に関する委員・団体等に係る費用
	旅費	費用弁償にかかる費用
	需用費	事務用品などの消費的な物品の取得や電気ガス水道などの消費、修理等に係る費用 ※修繕料は維持管理や現状復旧を目的とするものを対象とするため 原則100万円未満を対象とする
	役務費	郵便料や電話料など、施設が受けたサービスの対価として支出する費用
	委託料	清掃、警備、保守点検など施設の維持管理に係る費用
	使用料及び賃借料	各種機器や土地の借上などに係る費用
	原材料費	施設の運営及び維持管理などに係る費用
備品購入費		机や椅子など、概ね1年以上にわたって使用に耐える物品の取得に係る費用 ※原則1件100万円未満（一括購入の場合は分ける）を対象とする
公課費		施設の運営に必要な車両における自動車重量税などに係る費用

【ランニングコストの対象外経費】

区分		内容
人件費		勤務に係る直接コストではなく、それまでの勤務に対するものであるため 対象外
	退職手当	
物件費	旅費	職員の出張等に係る費用
	需用費	原則100万円以上の費用
	修繕料	
備品購入費		原則1件100万円以上の費用（一括購入の場合は分ける）
負担金、補助及び交付金		施設利用に直接資するコストとは読み取れないため対象外
間接的な費用		内部管理的業務等に係る費用 (例:指定管理施設を所管する部署の施設管理に直接従事しない職員の人件費)

【原価と受益者負担割合のイメージ】



3-3. 原価（コスト）の算定方法

原価は原則、算定を実施する年度の直前年度の決算額をベースに、各施設等の貸出部分毎に算出します。ただし、施設全体にかかる経費で、貸出部分毎に算出することが難しい経費（人件費・光熱水費など）は貸出部分の合計面積等で按分します。

例：スポーツ複合施設Aにおける貸出施設Bの原価

Aの貸出部分総面積 30,000 m²…① Bの面積 10,000 m²…②

Bに直接関係する経費（定期清掃など）2,000,000 円…③

③の算出が難しい経費（Aの人件費、光熱水費など）12,000,000 円…④

⇒ ④×②÷①＝案分した経費 4,000,000 円…⑤

③＋⑤＝貸出施設Bの原価 6,000,000 円

3-4. 受益者負担割合の考え方

公共施設には、公園のような一般的に市場では提供されないもの、プールやジムなど民間にも類似のサービスが存在するものなど、施設の設置目的や提供されるサービスは様々であるため、使用料の設定にあたって利用者（受益者）に対し一律に費用負担を求めることはかえって公平性を損なってしまいます。

そこで、本市では「公共性（民間による提供の困難さ）」と「必需性（市民生活での必要性）」の2つの要素から、各施設等の性質に応じて、原価に対する「受益者負担割合」を設定することで、原価に対する使用料負担分、公費負担分を算出することとします。

【受益者負担割合のマトリクス】

大 ↑ (民間による提供の困難さ) 公共性 ↓ 小	A 公共的	受益者負担 50% 該当施設なし	受益者負担 25% 観光施設	受益者負担 0% 公園、図書館、こども館
	B 中間	受益者負担 75% 商工施設	受益者負担 50% 各ライフデザイン・福祉センター 福祉施設・その他、文化会館 教育施設 体育施設（C-I以外）	受益者負担 25% 斎場
	C 市場的	受益者負担 100% テニスコート、キャンプ場 芝生広場、トレーニングルーム パターゴルフ場	受益者負担 75% 墓地	受益者負担 50% 該当施設なし
		I 選択的	II 中間	III 必需的
		小 ← 必需性 → 大 (日常生活での必要性)		

3-5. 使用料の算定方法

ここまでの考え方と算定方法をもとに使用料を算定しますが、施設等の利用には1人あたりの利用料金を徴収する「個人利用」と、一定時間の部屋等の貸出について料金を徴収する「スペース利用」があります。それぞれ該当するものについては、対象経費を基に、次のとおり整理することで使用料を算出します。

・個人利用の使用料

$$= (\text{原価} \times \text{受益者負担割合}) \div \text{年間利用人数}^{\ast}$$

※原則、直近年度の実績。ただし、工事等による休館期間がある場合に平均や通年開館年度を採用するなどの調整を可能とする。

該当：プール、トレーニングルームなど利用者1人あたりの使用料を徴収する施設

・スペース利用の使用料

$$= (\text{原価} \times \text{受益者負担割合}) \div (\text{年間使用可能時間} \times \text{利用率}^{\ast}) \times \text{貸出時間}$$

※年間利用人数と同様の考え方。算出は利用実枠数÷総枠数。

該当：会議室、野球場、体育館など一定時間の部屋等の貸出に使用料を徴収する施設

3-6. 附属設備（備品）の使用料

ピアノや、音響設備、夜間照明などの施設に附属する設備や備品については、施設利用者によって、使用する場合としない場合があります。これらの使用料については、統一的な基準による見直しが困難なため、受益者負担の原則に基づいて、必要に応じて個別に使用料の設定や見直しを行うこととします。

例：音響設備の使用料見直し

$$1 \text{ 回当たり備品使用料} = \{ (\text{取得単価} \div \text{耐用年数}) + \text{維持管理費} \} \div \text{年間利用回数}$$

第4章 各種調整措置

原則は3章で整理した使用料を採用しますが、その算定により利用者の急激な負担増や不均衡が生じないように調整措置を設けます。

4-1. 施設のグループ化

各施設によって維持管理費の金額が異なる等の理由から、類似のサービスを提供する施設であっても個別に算出した使用料に差が生じることとなります。

この場合、基本的に同一の利用用途・規模の施設であれば、使用料も同一である方が公平であると考えられるため、施設をグループ化して原価等を平均値化することにより使用料を統一することとします。

4-2. 目標利用率

使用料の算定に用いる利用率について、施設等の利用が著しく低い場合には使用料が高額になってしまいます。その場合、単に利用者に負担してもらうだけではなく、一部時間を休館するなど運用の工夫や見直しの努力が市として必要であると考えます。

そこで、現行の利用率が一定水準未満の場合（50%未満）はグループごとに目標利用率（貸出部分ごと利用率をグループ化した上で平均値を算出する。その際、10%ごとの繰り上げとし、0%は1%に繰り上げる。）を設定して使用料を算出します。これにより、そのグループ全体で見た際に偏りなくしっかりと稼働している状態を目指すことになり、その実現に向

けて運用の工夫や見直しも併せて実施します。

例：グループAにおける貸出部分 1、2、3 の目標利用率

貸出部分名称	利用率	グループ平均	目標利用率
貸出部分 1	30%	23%	30%
貸出部分 2	25%		
貸出部分 3	15%		

4-3. 近隣自治体・類似施設との均衡

近隣の自治体や民間施設等と比較して料金に大きな乖離が生じ、施設利用の低下や民間運営の圧迫等につながることがないように調整することを可能とします。

採用例：文化会館ホールの使用料は、近隣自治体の類似施設の料金を踏まえて算定

4-4. 激変緩和措置

本方針に基づいた算定による使用料が現行の使用料と大幅に乖離してしまう場合、市民生活への極端な影響を緩和するため、一定倍率の範囲（一律の倍率を適用すると、現行の使用料の大小によって変動する額の幅に著しい差が生じてしまうため、「現行料金を基に段階を設けた上昇倍率」を以下の表のとおり設定する。）を改定の上限とします。

【現行料金を基に設定する上昇倍率と採用される主な施設】

現行料金	激変緩和で設定する上昇倍率	主な施設
500 円以下	現行料金の 2 倍	各ライフ等会議室（小・中） 地区体育館、グラウンド
600 円、700 円、800 円	現行料金の 1.75 倍	各ライフ等会議室（大） 総合運動公園（野球場）
1,000 円、1,400 円、1,500 円	現行料金の 1.5 倍	各ライフ等大会議室 桜体育館、市民球場
2,000 円以上	現行料金の 1.25 倍	各種ホール（文化会館除く） 総合体育館、ホッケー場

4-5. 指定管理施設の使用料

公共施設のうち、指定管理者が管理し、使用料等を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入している施設^{※7}についても使用料の見直しを行います。ここでの見直しとは、条例で上限を定め、それを超えない範囲で指定管理者が決定することとしている「利用料金の上限

※7 地方自治法第 244 条の 2 第 8 項等

額」を指します。

なお、第2章の2-2(5)で対象外施設にあげたとおり、指定管理者制度の導入施設のうち、使用料の変更が受託事業者に大きな影響を与える施設については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、原則として、指定期間中における料金の改正は行いません。

また、指定管理期間が長期にわたる場合、上限額を見直し、料金の改正への反映を次期指定管理者募集時としてしまうと、据え置き期間も長期にわたってしまうため、指定管理者と調整することとします。

4-6. 端数処理

使用料は100円単位で設定することとし、100円未満の端数は切り捨てることとします。ただし、算定した使用料が100円に満たない場合は、下限額を100円とします。

4-7. 市外利用者および営利目的利用等の料金設定

公共施設は住民の福祉向上を目的として設置されたものであり、市民が利用することを想定したものです。その運営には市税が充てられていることも踏まえ、市外利用者が特に多い場合や、その利用により市民の利用に支障が生じていると考えられる場合は、市民の利用を優先するために使用料を別途定めることを可能とします。

また、営利目的で使用する場合や入場料を徴収する場合などについては、同様に使用料を別途定めることを可能とします。

4-8. 曜日・時間帯別の料金設定

現状、曜日や時間帯によって原価（コスト）に大きな違いはないため、原則として同一料金とします。ただし、特定の曜日や時間帯に利用の偏りがある場合、利用の実態等を勘案して使用料を別途定めることを可能とします。

第5章 使用料の減額又は免除

5-1. 基本的な考え方

使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）は、施設の利用活性化に一定の効果があるものの、減免に相当する負担を公費で補うこととなり、受益者負担の公平性を確保する観点から、その適用については真にやむを得ないものに限定する必要があります。

減免の適用については、子どもや障がい者等の社会的配慮が必要な方、文化教育・スポーツ・社会福祉・地域振興のため特に必要と認められたもの、市の事業や公共的団体の行事で公益性の高いもの等について、施設の設置目的や政策的効果に照らし、真にやむを得ないものについて行います。

5-2. 減免基準の見直しについて

使用料見直しによる増額と合わせ、第4章の4-4で設けた激変緩和措置以上の負担増にならないよう、今回の使用料見直しでは現行の減免基準を維持します。

しかしながら、社会情勢の変化等を踏まえ、減免制度について、施設の設置目的等を勘案し、今後は適宜見直しを行います。

また、今回、他施設と比較し、減免の取り扱いに差異がある施設については、施設間の公平性を確保する観点から、下記のとおり取り扱いを変更します。

① 現行の障がい者減免について、個人使用料金の設定がある施設のうち、対象とする施設を拡大し、一律50%減免に統一します。

【障がい者減免の対象とする施設】

「川島会館（展望浴場・ビリヤード台使用料）」「リバーサイド21」 「市民プール」 「総合体育館トレーニングルーム」 「市民プールトレーニングルーム」 「弓道場」 「総合運動公園アーチェリー場」 「総合運動公園陸上競技場」 「村国座」 「少年自然の家プラネタリウム」

② 各務原市民球場を高校生以下の団体が使用する場合は、33%の使用料減免を行っていますが、他施設と同様の50%減免に変更します。

第6章 今後の進め方と見直しサイクル

6-1. 市民・利用者への説明

利用者への負担を求める以上、使用料の算定方式を管理運営費や受益者負担の考え方などの根拠を明確にしながら、市民にわかりやすく説明し、周知を図る必要があり、それぞれの施設においても十分な説明ができるよう、職員一人ひとりが本方針について理解を深めることが求められます。

また、使用料の見直しについて、条例改正前に基本方針及び料金案についてパブリックコメントを行います。

6-2. 経費削減努力

今後、社会経済情勢の変化により求められるサービス内容や経費の変化などを考慮しながら、単なる値上げではなく、運用の工夫や利便性の向上、そして経費削減といった運営改善努力を継続するとともに、受益者負担の公平性を確保するため、定期的に見直しを行う必要があります。

6-3. 見直しスケジュールとサイクル

本方針に基づいて見直した使用料は、令和8年12月に条例改正を予定しています。

条例改正後、新料金の適用時期は令和10年4月です。これは以下の理由によるものです。

- ① 広報やウェブサイトによって市民への周知期間を十分に設けるため。
- ② 新年度となる令和10年4月から新料金を適用し、利用者の混乱を避けるため。
- ③ 一部施設では1年前から予約が可能であるため、条例改正から新料金適用まで1年以上の期間を空けることで、新旧料金の混在（使用日が同じでも予約日の違いで料金が異なること）を防ぎ、利用者にとってわかりやすく、かつ公平性を確保するため。

【令和８年度使用料見直しのスケジュール図】

R8	3	総務常任委員協議会にて 使用料見直しの再開報告
	～	
	6	総務常任委員協議会にて 今後の進め方等の報告
	～	
	9	総務常任委員協議会にて パブリックコメント案等の報告
	10	パブリックコメント等の実施
	～	
	12	条例改正の議決
R9	～	
	3	新公共施設予約システムのリリース (R9.7利用分の予約から開始)
	4	一部施設でR10.4分の予約受付開始
	～	
R10	4	新料金適用

なお、施設の状態や使用状況、社会的ニーズなども変化していくことから定期的に見直しを図ることとし、今後は原則５年ごとに実施します。

第7章 見直し後の料金

今回の見直し対象となった施設数は77施設、区分は262箇所でした。そのうち約7割の173箇所増額、5箇所減額であり、増額において激変緩和措置を採用したのは79箇所です。

また、改定を予定している施設の基本金額は別表「改定額等の一覧」のとおりですが、グループごとの大まかな傾向と特に増額の大きい区分は以下のとおりです。

【グループごとの大まかな傾向】

- A. 各ライフデザイン・福祉センター、B. 福祉施設・その他、D（E）. 商工施設、I（J）. 教育施設
 : 現行料金の高い西ライフデザインセンター以外は概ね激変緩和が適用されるほどの増額
- C. 斎場 : 火葬炉の上昇倍率は1.1倍程度
- F. 観光施設 : 村国座は激変緩和が適用されるほどの増額
- K～S. 体育施設: 利用率が高く比較的成本の低い各地区体育館やテニスコートは据え置き、
 それ以外は概ね激変緩和が適用されるほどの増額

【特に増額の大きい区分】

施設名	区分	現行 使用料 (円)	調整後 改定案 (円)	増減額 (円)	上昇倍率 (倍)
文化会館（市民会館）	ホール（ホワイエ含む）	130,000	168,400	38,400	1.30
文化会館（文化ホール）	ホール	65,000	77,700	12,700	1.20
商工振興センター	あすかホール	10,000	12,500	2,500	1.25
瞑想の森 市営斎場	火葬炉（12歳以上）	10,000	11,400	1,400	1.14
村国座	管理料・楽屋	5,000	6,200	1,200	1.24
総合体育館	メインアリーナ	4,000	5,000	1,000	1.25
県スタジアム	コート（一般・大学生）	4,000	5,000	1,000	1.25

※1回あたり貸出時間等は異なるため、詳細は別表「改定額等の一覧」を参照

【ライフデザインセンター・福祉センターの面積あたり料金（一部例外あり）】

面積	区分	現行 使用料 (円)	調整後 改定案 (円)	増減額 (円)	上昇倍率 (倍)
50㎡以下	会議室・学習室・保育室等	300	500	200	1.67
51～100㎡	会議室・研修室・料理室等	500	1,000	500	2.00
101～150㎡	集会室・会議室等	1,000	1,500	500	1.50
151～200㎡	集会室・遊戯室等	1,000	1,500	500	1.50
201㎡以上	大会議室・集会室等	1,500	2,200	700	1.47

※上記表は2時間あたりの料金